

第 6465 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 23日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 学生に対する大学等からの助成金

Q : 私は大学生ですが、新型コロナに関連して大学から助成金等もらった場合、どのような取扱いになりますか？

A : 次のような取扱いになります。

【解説】

学生が、大学等から支給される助成金等は、内容に応じて次のように取り扱われます。

- ①学費を賄うために支給された支援金
非課税所得となる「学資金」に該当しますので、所得税の課税対象になりません。ただし、その支援金の使途が特に限定されていないと認められる場合には、②と同様の取扱いになります。
- ②生活費を賄うために支給された支援金
一時所得として収入金額に計上する必要があります。
ただし、その年の他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、所得税の課税対象にはなりません。
- ③感染症に感染した学生に対する見舞金
非課税所得となる「心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金」に該当しますので、所得税の課税対象になりません。
- ④遠隔授業を受けるために供与された機械 (パソコン等)
非課税所得となる「学資金」に該当しますので、所得税の課税対象になりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】